

## よくあるご質問

Q:何のためにマイナ保険証の利用促進をするの？

A:マイナ保険証をご利用いただき、情報提供に同意いただくことで、利用者の過去の健康・医療情報に基づいたより良い訪問看護が受けられます。

Q:利用者本人への説明が難しい場合はどうしたらいいの？

A:利用者ご本人へのご説明が難しい場合には、ご家族等の付き添いの方にご説明をお願いします。

Q:声掛けやチラシ配付の実施有無はどのように確認するの？

A:対象期間中における実施の有無は、「医療機関等向け総合ポータルサイト」で確認いたします。今後、報告フォームを開設し、メール等でお知らせ予定です。

Q:マイナ保険証の利用者が0名だった場合はどうなるの？

A:オンライン資格確認を導入し、運用開始日を入力のうえ、マイナ保険証の利用促進のための取組（お声掛けとチラシの配付）を行っていただければ、結果としてマイナ保険証の利用者が0名だった場合でも、協力金の支給要件を満たします。

Q:利用者がマイナンバーカードを持っていない場合はどうするの？

A:利用者がマイナンバーカードを保有していない場合は、同封のリーフレットを参考に、マイナ保険証のメリットをご説明のうえ、マイナンバーカードの作成等のお声掛けをお願いします。

Q:運用開始が7月からになる場合でも、協力金の支給対象となるの？

A:取組内容の対象期間中に運用を開始し、取組の報告を行えば支給の対象となります。

### 協力金制度に関するお問い合わせ先

○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583(通話無料)

月曜日～金曜日(祝日を除く)8:00～18:00

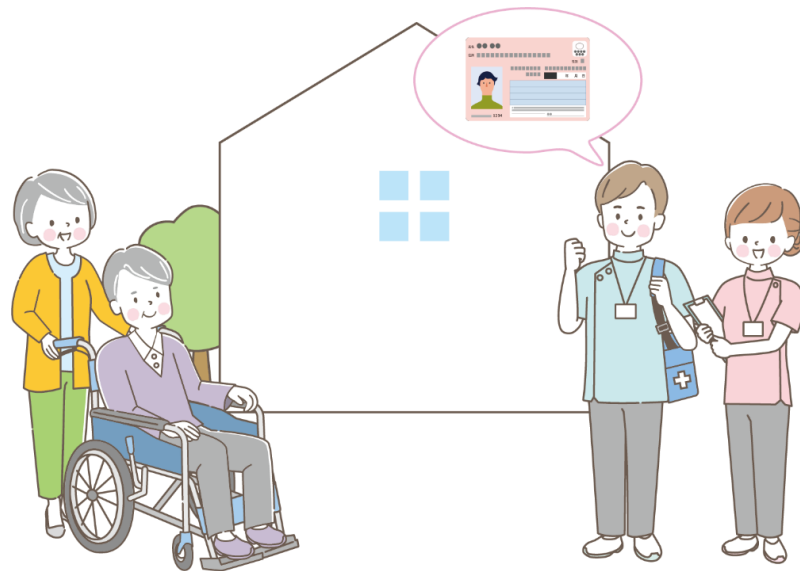
土曜日(祝日を除く)8:00～16:00

○オンライン資格確認等お問い合わせフォーム

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=com.med.inquiry>



## マイナ保険証の利用促進にご協力いただいた施設に対し 協力金を支給いたします



### 協力金の支給について

概要	マイナ保険証の利用促進にご協力いただいた訪問看護ステーションに <b>5万円を協力金として支給</b> いたします
支給要件	オンライン資格確認を導入し、運用開始日を入力のうえ、利用者等へのマイナ保険証利用促進に係る <b>お声掛けと、チラシの配付</b> を実施。 ※ 対象期間中における実施の有無は、「医療機関等向け総合ポータルサイト」で確認いたします。今後、報告フォームを開設し、メール等でお知らせ予定です。
対象期間	令和7年(2025年)5月～7月

# マイナ保険証の利用促進のための協力金について

## 対象となる施設

オンライン資格確認(居宅同意取得型)を導入済みかつ、医療機関等向け総合ポータルサイトにおいて「**運用開始日**」の入力が完了している施設が対象となります。

## 「運用開始日」の入力方法

オンライン資格確認の導入が完了し、マイナ保険証での受付体制が整いましたら、運用開始日の入力をお願いします。

- ① 右の二次元コードより運用開始日入力フォームにアクセスしてください。
- ② 医療機関等向け総合ポータルサイトのユーザー登録時のメールアドレス、パスワードを入力しログインしてください。
- ③ 「運用開始日入力欄」に入力し、送信していただくことで、運用開始日入力は完了となります。

※ アクセスした際に、運用開始日入力欄に日付が記載されていれば、完了済みです。



入力フォームはこちら

ホーム > 業務 > オンライン資格確認 > 運用開始日登録

検索

### 運用開始日登録

こちらからオンライン資格確認の運用開始日を登録いただけます。

必須

利用状況

ステータス

利用可

運用開始日入力欄

必須情報

運用開始日

YYYY-MM-DD

送信

忘れずに  
入力してね!



## 取組内容

対象期間において以下の①と②両方の取組をお願いします。

- ① **利用者等へのお声掛け**  
同封のお声掛けの参考資料もご活用ください。
- ② **利用者等へのチラシの配付**  
マイナ保険証の利用促進に係る内容であれば、どのチラシでも構いません。

## 配付用チラシ(例)

訪問看護を利用されている方へ

マイナナンバーカードを健康保険証としてご利用ください

健康保険証として利用するメリット

- 一人ひとりの過去の診療・薬歴情報などに基づいたより良い訪問看護が受けられます
- 高額療養費制度を活用する場合の書類での事前申請が不要になります
- 訪問看護での資格情報(医療保険)の毎回の提示が不要になります

厚生労働省

利用者等への配付用  
チラシはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001370309.pdf>



△ご注意ください! (令和7年5月時点)

令和6年12月2日から従来の健康保険証は発行されなくなりました

訪問看護を利用する際はマイナナンバーカードをご利用ください

1. 同意の確認
2. 本人確認
3. 資格確認
4. 確認完了

利用者等への配付用  
チラシはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001305315.pdf>



## 取組の実施報告等について

- 取組の実施報告に関しては、短時間で対応いただける内容で、医療機関等向け総合ポータルサイトから行っていただく予定です。
- 協力金の支給は上記報告をもとに、訪問看護療養費の支払口座に令和7年秋頃を予定しています。